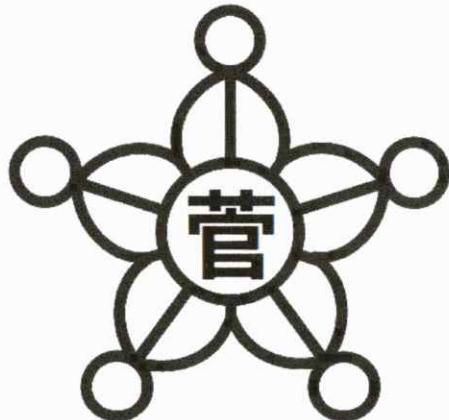


令和5年（2023年）度

危機管理 マニュアル



枚方市立菅原小学校

〒573-0152

枚方市藤阪中町13番1号

sugahara-e00@city.hirakata.ed.jp

令和5年（2023）年度 危機管理マニュアル

～目次～

- 1・学校防災マニュアル
- 2・不審者対応マニュアル
- 3・児童虐待防止マニュアル
- 4・健康危機管理マニュアル
- 5・水泳指導時における危機管理マニュアル
- 6・学校理科薬品等における事故対応マニュアル
- 7・光化学スモッグ発生時の対応マニュアル
- 8・食中毒の防止マニュアル
- 9・学級閉鎖及び学校閉鎖時の下校マニュアル
- 10・安全教育について
- 11・「Jアラート」の対応について

1. 学校防災マニュアル

(イ) 避難の一般的注意

1. 教師の立場

- ① 本部の命令や通報を開き分けて、指揮者が全責任を持つこと。
- ② 在籍、欠席、現在人数を明らかにしておくこと。
- ③ 特別に状況の変化がない限り、所定の経路より所定の場所へ避難させること。
- ④ 児童に事故のないように、特に配慮を要する児童に注意すること。

2. 児童の立場

- ① 静かに素早く行動すること。
- ② 避難の際は、前の児童を押さないこと。
- ③ 指揮者の指図に絶対に従うこと。

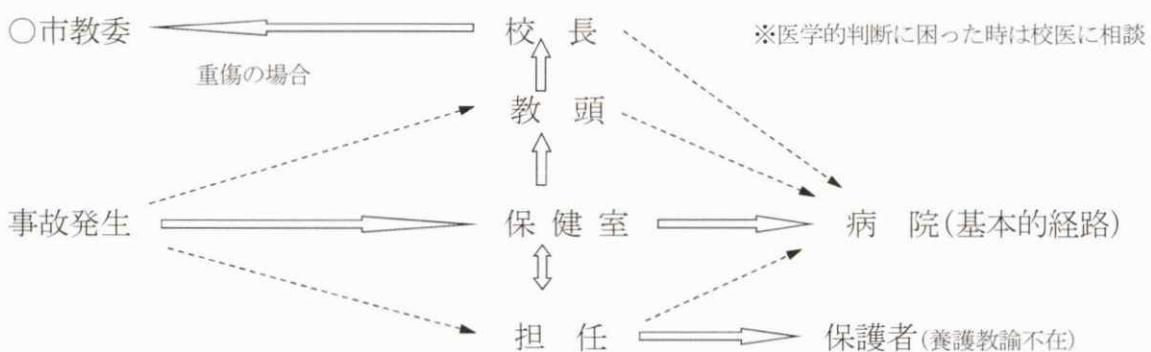
3. 避難後の処理

- ① 学級担任は、集合人員を正確に点検すること。
- ② その後、本部の指示により、行動すること。
- ③ 家庭との連絡を密にすること。

(ロ) 留意事項

- ・火災の時…発見者が火元近くの警報機のボタンを押し、火災を知らせる。
- ・地震の時…屋内では、担任の指示により、机の下に伏せ、地震が収まってから、迅速かつ冷静に屋外に児童を避難させる。
屋外では、即時行動を中止し、姿勢を低くして建物から離れる。
- ・火気のある時（理科実験、調理実習、暖房中）は、消火し、電灯、電熱のスイッチを切る。
- ・台風の時…児童に帰る用意をさせて、地区別児童会の教室に集合させる。
　　→ ブロック長が人数確認をして教頭に報告する。
　　→ 担任は、児童が教室に残っていないか見届ける。
　　→ 地区担当者は、児童を地区まで送りとどける。

(ハ) 事故発生時の処置について



- 養護教諭不在の時……管理職、担任等で引率

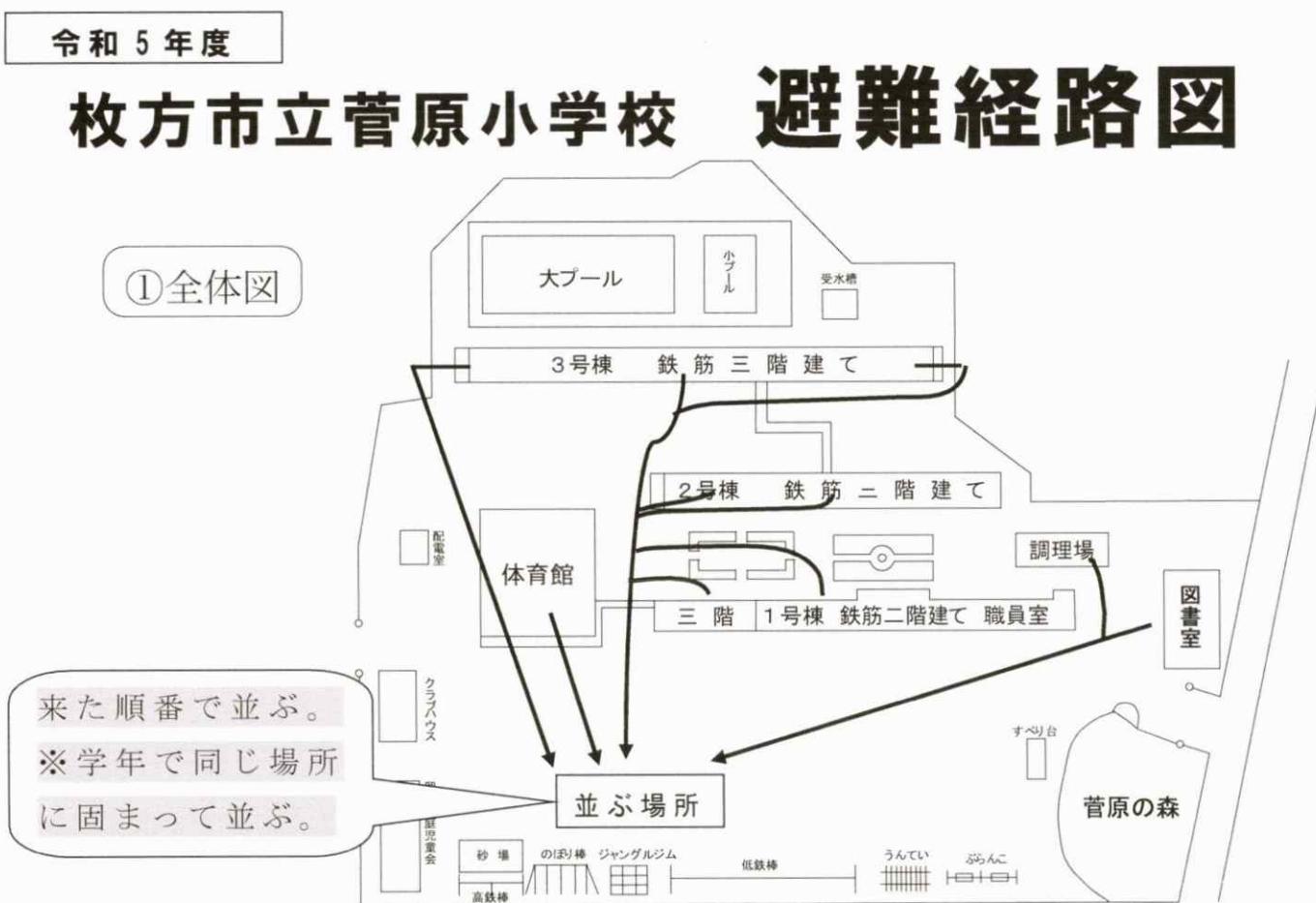
- 応急手当……養護教諭、その場に居合わせた職員
　　重傷の場合はそばを離れない動かさない

- 病院への移送……救急車・タクシー タクシーチケット有り 保管(校長横ロッカー)

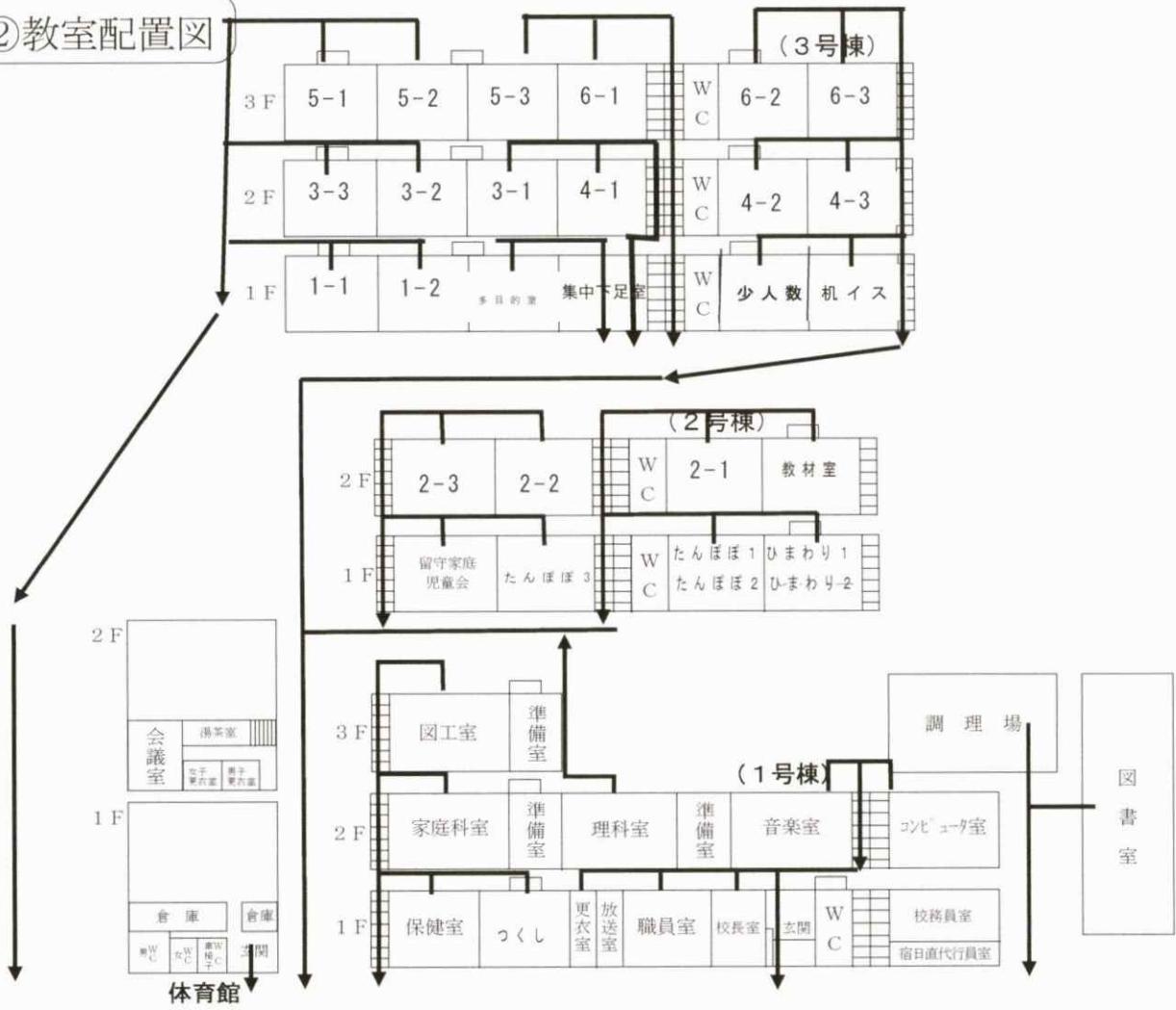
令和5年度

枚方市立菅原小学校 避難経路図

①全体図



②教室配置図



(ホ) 火災発生時の計画

1. 児童在校時における発生

- ① 校舎建物に火災が発生した場合は、校長はあらかじめ規定した避難並びに消防計画に基づき、沈着かつ敏速に児童を安全な場所に誘導避難させるとともに、火災発生の情報を消防署、市教育委員会に連絡し、職員を指揮して初期消防活動を実施する。
- ② 火災の状況により、延焼の恐れのある場合は、重要物品を安全な場所へ搬出する。
- ③ 安全な場所へ避難した児童は、火災の状況により、授業継続不可能な場合は、職員引率のもとに集団下校させる。

2. 児童不在時における発生

- ① 職員勤務時間中の場合
 - 学校長は消防計画に基づき、消防署、市教育委員会、警察署に連絡すると共に、職員を指揮して初期消火活動にあたる。
 - 消防車到着と同時に、職員は消火活動に従事する。
 - 学校長は火災発生以後は、職員の出張、会議、行事等は一切中止すると共に、職員の掌握、異常の有無を確認する。
- ② 職員勤務時間外の場合
 - 宿日直代行員は火災発生後、速やかに消防署、警察署に連絡すると共に、校長に連絡する。
 - 学校長は直ちに市教育委員会へ状況報告を行い、場合によっては職員の非常召集を行い、後の処置を講ずる。
- ③ 火災発生に伴い、学校教育に支障をきたす場合の処置
 - 学校長は火災等の消火後、被害状況によって、事後の学校教育に支障をきたす場合は、市教育委員会と協議して適切な処置を講ずる。
- ④ 火災防止対策
 - 常時火気を使用する給食調理場、校務室等は、厳重に注意し使用後の点検は確実に行う。
 - 可燃物の保管には特に注意し、管理を厳重に行う。
 - 消火器、消火栓の設置場所をよく認知し、使用方法を知っておく。
 - 冬季の暖房中は、ストーブ使用規定に従い、管理に万全を期す。
 - 職員は常に防火意識を持ち、部外者の不審な行為に対しては連絡を密にする。

(ヘ) 地震発生時の計画

1. 児童在校時における発生

- ① 地震等は突然的に発生するものであるから、平素から事態発生の場合でもあわてず動じない行動がとれるよう指導する。
- ② 校長は、状況判断のうえ避難命令を出す。放送不能の場合、大声で連呼し指示する。
- ③ 学級担任は、沈着、冷静に避難措置を行う。通常の場合は、児童を机の下に避難させる。この場合は頭部を入れて両手で机の脚をしっかりと持たせる。余震までに避難命令があれば、速やかに誘導する。屋外に出るまでは、頭部への落下物等に注意し、傷害のないように配慮する。
- ④ 校長は、地震により火災が発生した場合は、直ちに火災発生時の計画に従い、関係機関への通報連絡、消防の処置をする。
- ⑤ 校長は、被害が発生した場合は、その状況により教師引率のもとに、児童を集団下校させる。
ただし、家屋倒壊等甚大な被害がある時は、児童は下校させず保護者との連絡を図り、適切な措置をとる。
- ⑥ 校長は、被害発生の場合は、速やかに市教育委員会に報告し、事後の処置については、火災の項に準じて処置し、児童の就学に支障のないようにする。

2. 児童不在時における発生

火災発生時の場合に準じる。

3. 震度5弱以上の地震発生

①登校前 臨時休業

※前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とする。

※土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とする。

②登校中 児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所（公園・近くの学校の校庭等）へ一時的に避難 →揺れがおさまった後、原則として登校

③在校時 地震時は身を守る行動をとり、揺れがおさまったら、余震に備えて校庭へ避難⇒ 以降、臨時休業

↓

児童・生徒の確認・保護

↓

安否情報及び、下校について保護者へ連絡

↓

保護者への引渡し

④下校中 児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所（公園・近くの学校の校庭等）へ一時的に避難

↓

揺れがおさまった後、原則として自宅へ

（ト）台風時等の計画

「枚方市」に台風等、特別警報、暴風警報発令に伴う緊急の措置

児童の安全を第一に考え、下記の通り措置をする。

1. 児童在校時における発生

特別警報・・・原則として学校待機とし、状況によって教育委員会と連携して対応する。

メール等で保護者に連絡し、引き渡しについては、「非常変災時引き取り者登録カード」の記載内容に沿って行う。

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報・・・地区ごとに教師引率のもと、集団下校する。

あるいは学校に待機する等、雨量・通学路の状況により判断する。

その場合は、学校よりメール等で保護者に通知する。

なお、待機児童の引き渡しについては、「非常変災時引き取り者登録カード」の記載内容に沿って行う。

※校舎の窓は全部閉鎖する、また校舎周り、運動場など学校敷地内で風で倒れたり、飛んだりするなど危険な物がないか安全点検を行う。

2. 児童登校前における発生

枚方市に特別警報

午前7時現在	発令中	学校は臨時休校とする。
--------	-----	-------------

枚方市に暴風警報、暴風雪警報、洪水警報

午前7時現在	発表中	児童の登校を見合せ自宅待機とする。
午前7時～9時	解除	第2校時(9：35)より通常授業、給食有り。 登校班でいつもの集合場所に9：10に集合し、登校する。
午前9時現在	発令中	児童の登校を見合せ自宅待機とする。
午前9時～10時	解除	第3校時(10：40)より授業。 登校班でいつもの集合場所に10：10に集合し、登校する。 第4校時終了後下校、給食なし。
午前10時現在	発令中	学校は臨時休業とする。

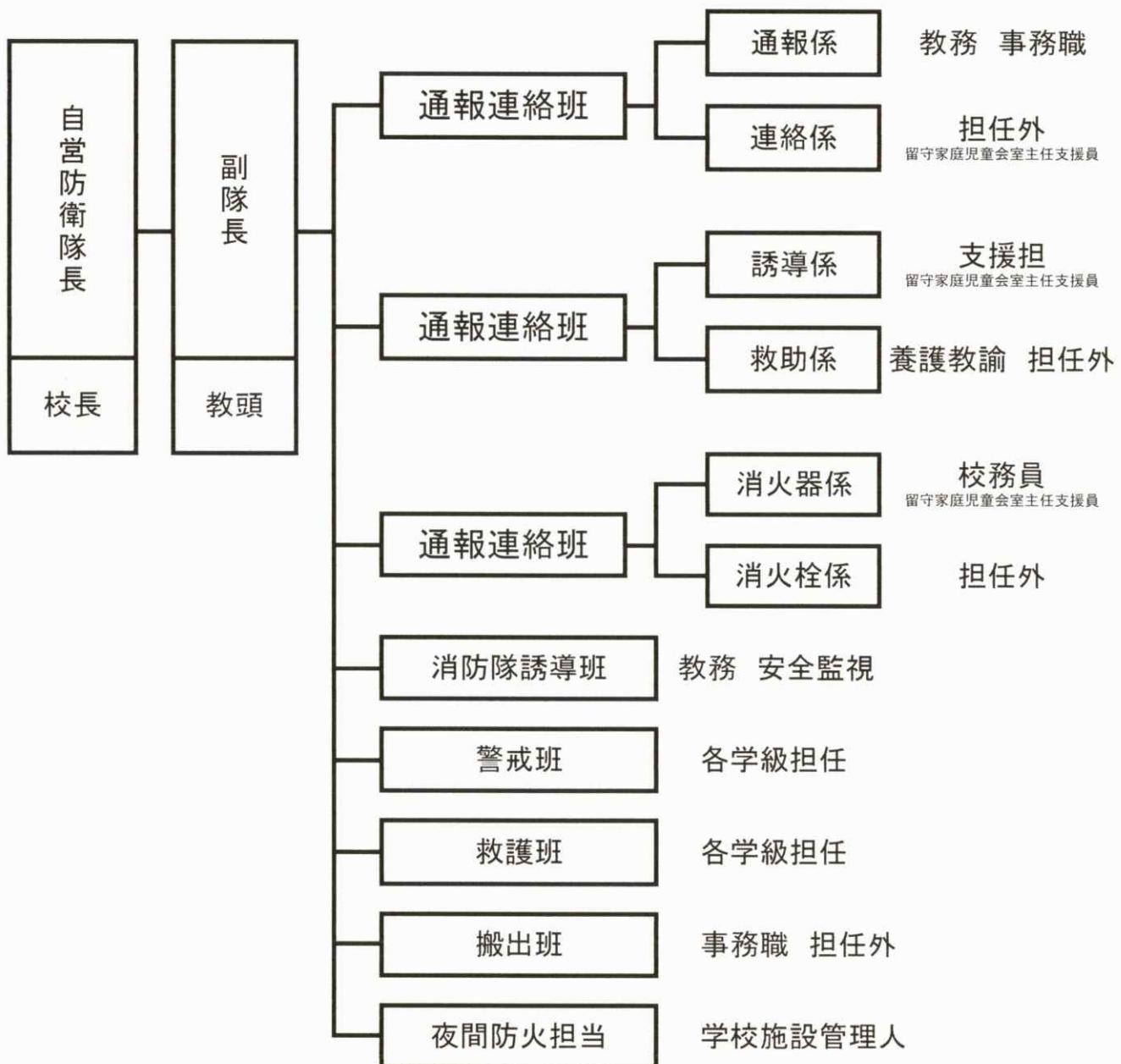
枚方市に土砂災害警戒情報又は校区内に避難指示が発表・発令された場合

・気象情報及び避難情報により、上記の対応と異なる場合もある。

※教職員は警報発令の有無を問わず可能な限り出勤する。当日の行事等は一切中止して学校警備に当たる。

※火災・地震発生時、風水害時、不審者発見時には、以下の組織図通りの分担で、各職員が行動する。

自衛消防組織図



※火災、地震、風水害、不審者出没等によって心のケアが必要な児童に対する支援体制
(心のケアについて)

健康観察等により速やかに子どもの異変に気づき、問題の性質(「早急な対応が必要かどうか」、「医療を要するかどうか」等)を見極め、必要に応じて保護者や主治医等と連携を密に取り、学級担任等や養護教諭をはじめ、校内組織(教育相談部等)と連携して組織的に支援に当たる。

健康観察では、災害や事件・事故発生時における子どものストレス症状の特徴を踏まえた上で、健康観察を行い、子どもが示す心身のサインを見過ごさないようにする。

2. 不審者対応マニュアル

(イ) 不審者侵入時の計画

1. 基本的な対応

- ① 児童の命を守るための行動、児童の避難経路の確保を最優先とする。
- ② 不審者の行動確認を行い、早期対応を図る。

2. 児童の安全確保

- ① 非常ボタンやホイッスル等により不審者の侵入を知らせる。
- ② 不審者の侵入箇所を連絡体制により全職員に周知する。 *「連絡体制」
 - ・校内放送（犯人に気付かれない連絡内容で）
 - ・サイレン（防災機器の活用）
 - ・さすまた活用
 - ・ハンドマイクの使用等
- ③ 児童の避難 *「避難経路」
 - ・生命第一に考え、避難を優先させる。
 - ・不審者が凶器を持って室内や廊下で暴れた場合、警察の到着まで安全な場所に避難させる。
- ④ 不審者の侵入経路の遮断
 - ・さすまた・机等を活用

3. 不審者への対応

- ① 不審者の行動の把握と侵入の遮断
 - ・不審者が学校外へ出ていった場合、児童の安全確認と2次被害の防止に努める。門扉の施錠など学校内への再侵入の遮断行為を迅速にとる。
- ② 事件発生と同時に警察・救急車の手配。
- ③ 他機関への連絡
 - ・教育委員会に連絡
 - ・保護者への連絡
 - ・近隣校への連絡

4. 対策本部の設置

- ① 校長室に本部を設置する。
 - ・全職員への連絡
 - ・不審者への対応方法の指示
 - ・他機関への連絡
 - ・児童の安全確保のための行動及び引き渡しの指示
- ② 連絡及び指示は校長・教頭を中心に行う。

5. 日常的対策

- ・ホイッスルの携行 ・来訪者用入校証（受付簿） ・P T Aによるパトロール ・校内表示板設置
- ・校門の施錠 ・インターфон（カメラ付）での対接 ・校内巡回 ・防犯教室の開催
- ・地域住民への協力依頼 ・校門指導 ・不審者侵入時の対応研修 ・学校安全監視員との連絡

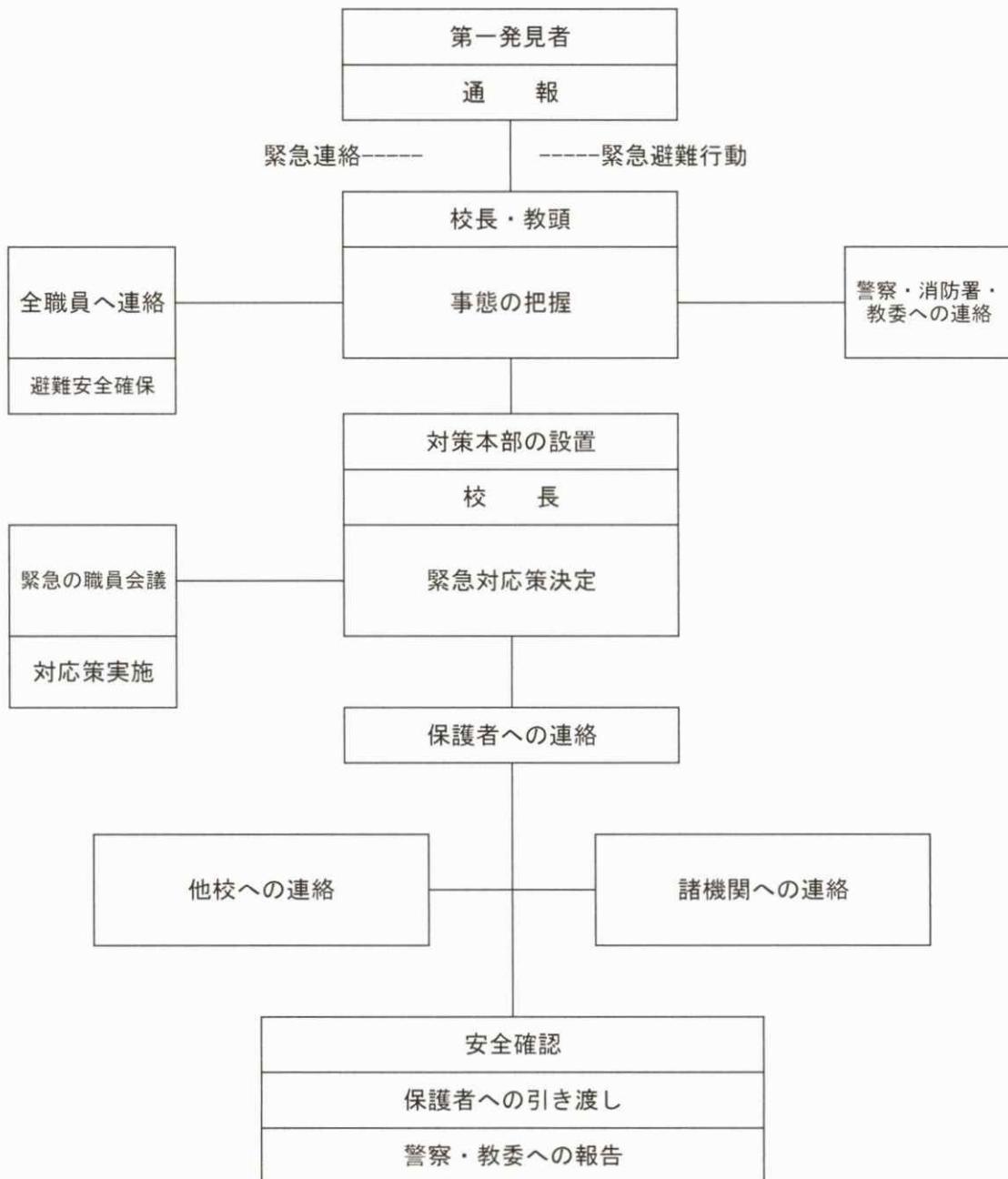
6. 緊急時の対応……情報の把握・確認に努め安全を最優先に適切に対応する。

- ① 緊急時児童は学校待機…（関係機関と情報交換し把握に努める。P T A保護者地域へ連絡協力依頼）
- ② 全校地区別集団下校……地区担当引率（P T A保護者地域へ連絡協力依頼）
- ③ 学年地区別集団下校……担任及び担任外が地区を分担し引率（P T A保護者地域へ連絡強力依頼）
- ④ 学年一斉下校……………担任が地域を分担し引率。担任外は地域をパトロール
- ⑤ 学級毎の同一地区下校…学級で注意を喚起し、生指、担外、フリーで行ける教職員がパトロール
- ⑥ 放課後の発生……………教職員が担当地域をパトロール

来校児童は学校で待機させ、職員の地域への引率又は保護者による迎え

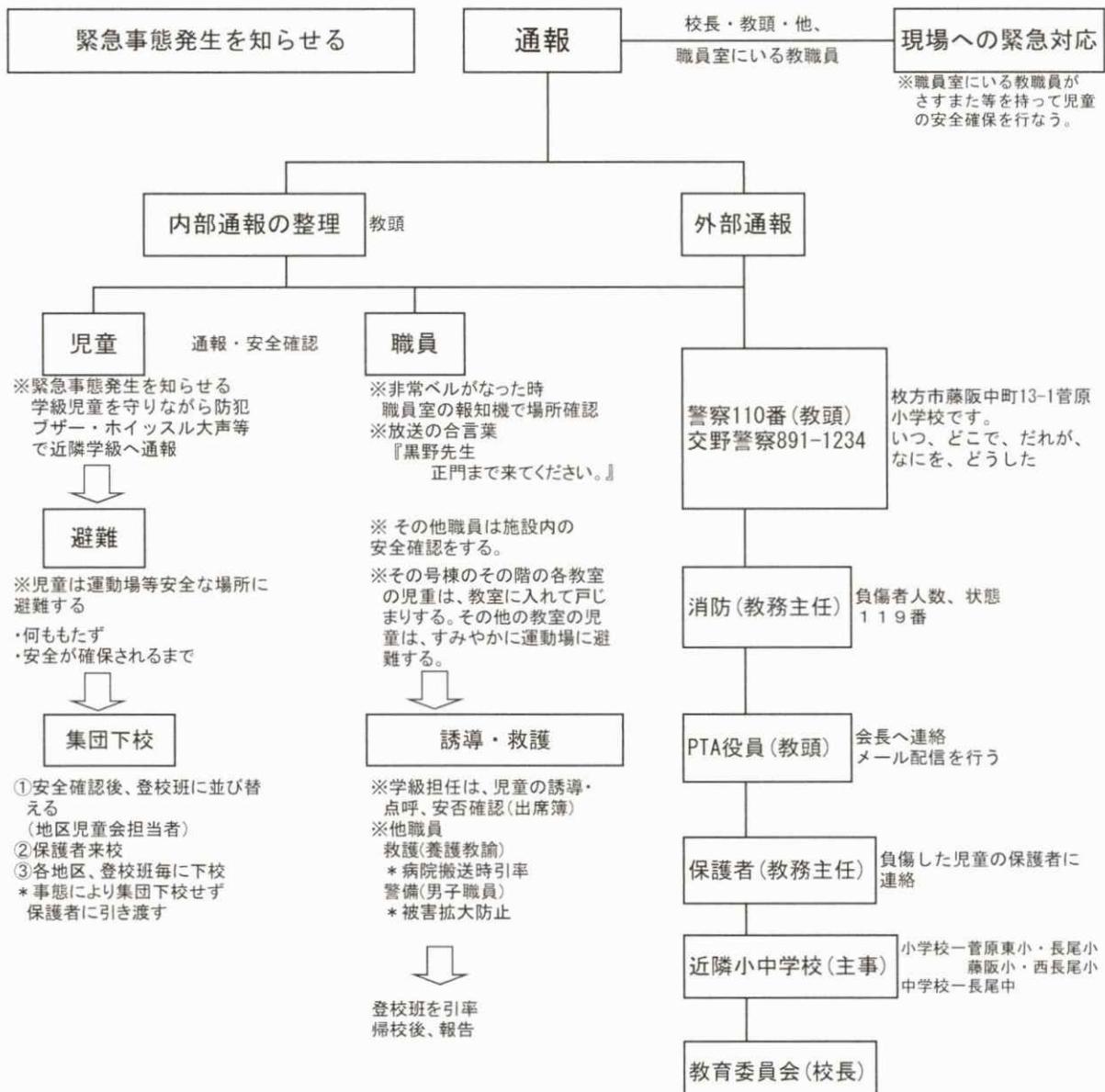
*留守家庭児童は学校待機させ保護者の迎えを依頼。

(口) 連絡体制



(八) 不審者侵入等緊急事態対応マニュアル

【不審者侵入等の緊急事態発生時】



【休憩時間等担任が教室に不在の場合】

- ①緊急事態を察知時点で携帯電話等で職員室へ通報、児童には笛、口頭で危険を知らせ避難を促す。
- ②通報を受けた職員室の職員は校内放送で全職員、児童に知らせる。また、警察へ110番通報する。
- ③男性職員を中心に現場に急行し被害の拡大防止と不審者確保に努める。(※さすまた、携帯電話、笛を持参)
- ④職員は担当場所に移動し、全児童を鍵の掛かる建物へ避難させる。(運動場→体育館or図書室 中庭→3号棟)
- ⑤不審者対応職員は警官が到着するまで不審者をできるだけ校舎から離し、確保に努める。
- ⑥建物内の職員は教室等に鍵をかけ、児童の安全確保に努め、次の指示を待つ。
(担任のいない学級は学年の他の職員が兼ねる)
- ⑦警官が到着後不審者を逮捕したのを確認し、放送で職員児童に知らせ、運動場または体育館に集合させ、点呼と安全確認を行う。
- ⑧もしも、不在児童がいる場合は至急捜索・救出を行う。

(二) 学校外不審者出没時の対応計画

1. 基本的な考え方

- ①危機管理意識をもって不審者に対する連絡体制及び避難計画・訓練を確立し、学校の安全管理体制の充実に努める。
- ②不審者情報に対して機敏に対応し、地域、PTAと連携し、パトロールを実施する。
- ③学校としてのきまりを確認、点検し、登下校の時間を順守し、児童の登下校の安全確保に努める。登下校時に課題がある場合、組織的解決を図る。
- ④防犯・防災教育の徹底に努める。基本と改善を取り入れた訓練を実施し、より一層の定着を図る。
- ⑤家庭訪問、地域パトロール等を自発的に行い、長期休業期間中における児童の生活把握に努める。

2. 指導する上で留意点

- ①人気ない所を通ったり、そこで遊んだりしない。
※曲がり角、公衆トイレ等に注意する。
- ②外出時は保護者に何処へ・誰と・何時帰るのかを告げる。
- ③知らない人には絶対ついて行かない、近づかない。
- ④危険を感じたら大声・ホイッスルを吹き助けを求める。
(交番・商店、近くにいる大人・子ども110番の旗のある家・大通りへ出る……)
※助けを求める大声、ホイッスルの練習を定期的に行う。
- ⑤子ども110番の旗の確認を定期的に行う。
- ⑥一人で行動するのはさける。二人以上で行動する。
- ⑦PTAと連携し、防犯パトロールを実施する。
- ⑧登下校時は近所の方々が語り合うなどして児童の様子を見る。
※地域への協力要請
- ⑨警察等関係機関と連携し安全・防犯教室等開催する。
※1年生防犯教室、3年生自転車教室、5年生・6年生非行防止教室
- ⑩不審者侵入対応訓練を実施し、児童の危機管理意識を育成する。
※関係機関と連携し、訓練を実施する。
- ⑪メール配信システムを活用し、保護者へ迅速な情報に提供する。
- ⑫保護者への協力を求めるため啓発を行っていく。
- ⑬日常から情報の収集にあたり教職員・保護者・地域諸団体に周知すると共に互いに情報交換し協力する。
※生活指導部が核となり、情報の収集・整理を行っていく。
- ※不審者情報に対しては生活指導部が核となり、校区パトロールを迅速に行う。
- ⑭職員会議・職員朝礼・PTAの会議行事・地域の会議行事を活用し情報交換にあたる。
- ⑮児童へは教育活動全般の中で安全について指導する。
※児童集会・学級会・終わりの会等の活用
※終業式で生活指導部が休業期間中の生活について説明する。

(ホ) 不審者対応訓練

目的 緊急時を想定し、速やかにかつ安全に避難できるように訓練を行う。ただし、児童に不安をあおることにならないように配慮する。

基本的な考え方 児童の安全を第一に考え、安全を確保する。

想定 不審者が授業中に、校地内へ侵入。

動き ①避難訓練の主旨、時刻を事前に知らせ、混乱が起こらないように配慮する。

②避難訓練

・全校放送 避難訓練の予告をする。

(教頭) これは、訓練です。これは訓練です。ただ今より不審者を想定した訓練を行います。(繰り返す)

児童の皆さん、先生方、地域の皆さんにお知らせします。

今から、非常時の避難訓練を行います。これは命を守る大切な練習です。

放送を聞いて、落ち着いて行動しましょう。

・事故(事件)発生。(不審者が、正門玄関の大きな入り口から侵入し、池付近で様子をうかがう。花壇で水やり中の校務員が不審に思い、職員室へ連絡する。)

①不審者を知らせる校内放送を行う。「黒野先生、正門まで来てください。」

不審者を刺激しないような内容で放送する。(黒野先生=不審者と共通理解を持つ)

②教室は戸・窓を閉め施錠。

③校舎外の見回り(担任外A・B)、警察に通報(担任外C)

④校舎内の見回り、安全確認(担任外D・E)

⑤安全を確認後、避難。

⑥全校放送(教頭または担任外C)で避難命令を出す。

安全が確認できました。今から運動場で全校集会を行います。

落ち着いて運動場に移動し、避難訓練の隊形に並びましょう。

・児童は担任の指示に従い、すみやかに押し合わず、上靴のままで避難する。

・児童名簿を携行する。

・運動場に集合し、他の避難訓練の時と同じように並ぶ

・担任はすぐに人数確認し、教頭に人数報告をする。「〇年〇組出席〇人欠席〇人計〇人」

・校長先生から安全の話を聞く。

・解散(学年ごとに移動する。校舎に入る時は、上靴をよくぬぐい土をおとす。)

担当

・総指揮 校長

・避難誘導 各教室(支援学級も含む)・・・指導している教師

保健室・・・養護教諭

・救援(職員室にいる職員)

状況に応じて、「防具」など身を守るものを持って、現場に急行する。

児童の安全を考え、相手を興奮させることのないようにする。

児童が安全な場所に避難するまでの防護救援である。

・救護 救護バックをもっててる。(養護教諭)

☆呼子笛について

・職員は、いつでも使用できるように常時携行しておく。

・児童にも目的・使い方を指導しておく。

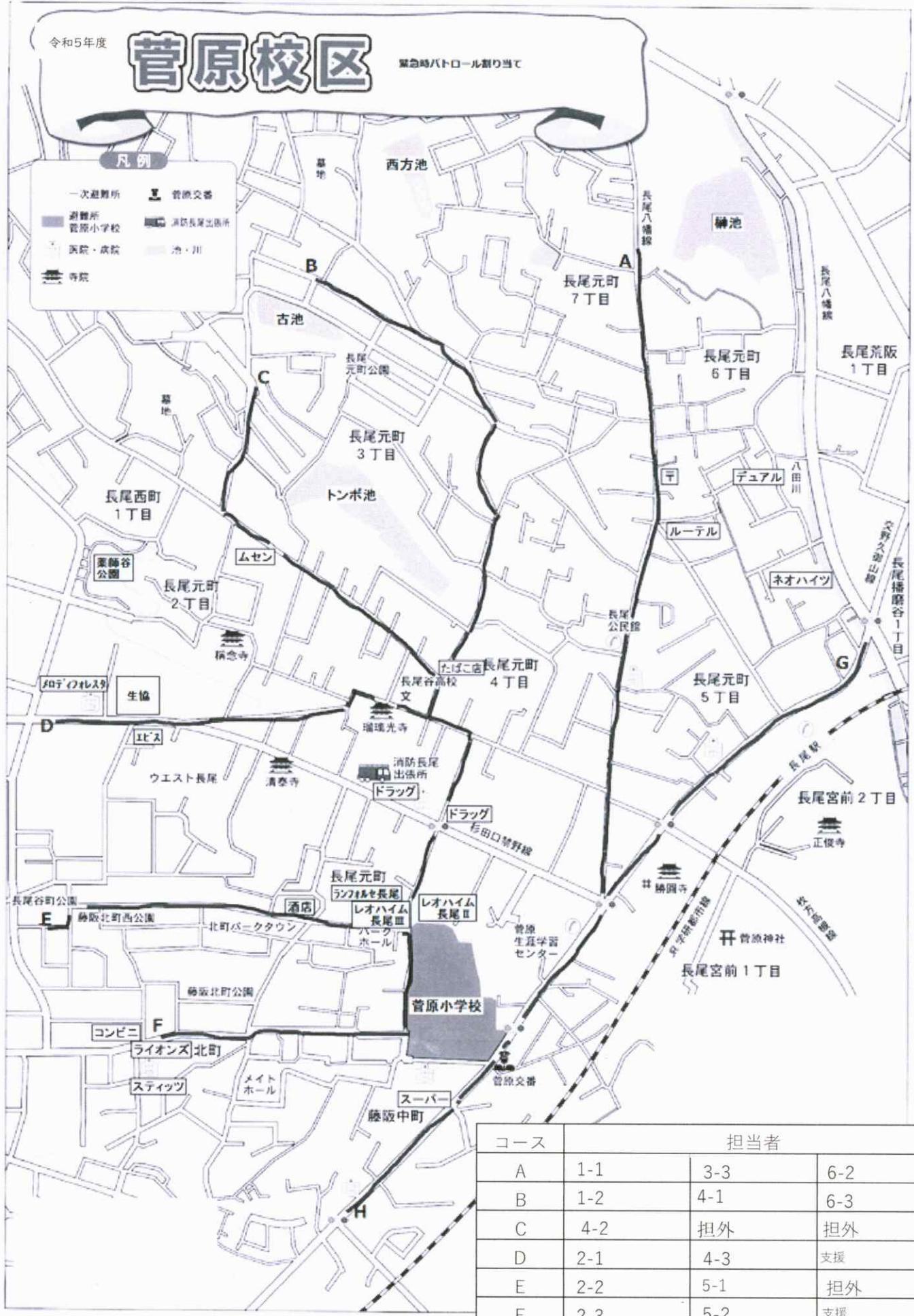
菅原校区

令和5年度

緊急時パトロール割り当て

凡例

- | | |
|--------------|---|
| 一次避難所 |  普通交番 |
| 避難所
原原小学校 |  派出長尾派出所 |
| 医院、病院 |  港川 |
| 寺院 | |



コース	担当者		
A	1-1	3-3	6-2
B	1-2	4-1	6-3
C	4-2	担外	担外
D	2-1	4-3	支援
E	2-2	5-1	担外
F	2-3	5-2	支援
G	3-1	5-3	支援
H	3-2	6-1	担外

3. 児童虐待防止マニュアル

イ. 早期発見対応

- ・全ての教職員が早期発見・早期対応していく。
- ・全ての教職員が虐待に対して早期に発見もしくは虐待に対する情報をいち早く知り得る立場にあることを自覚し、虐待防止に努めるものである。
- ・虐待に対する情報を得た場合、虐待対応担当者、管理職が中心となり、情報の把握に努め、関係機関と連携を行っていく。

児童虐待の防止等に関する法律 第2条

- ・学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

児童福祉法25条

- ・要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

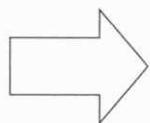
ロ. 虐待に対して

①身体的虐待

②性的虐待

③監護怠慢
ネグレクト

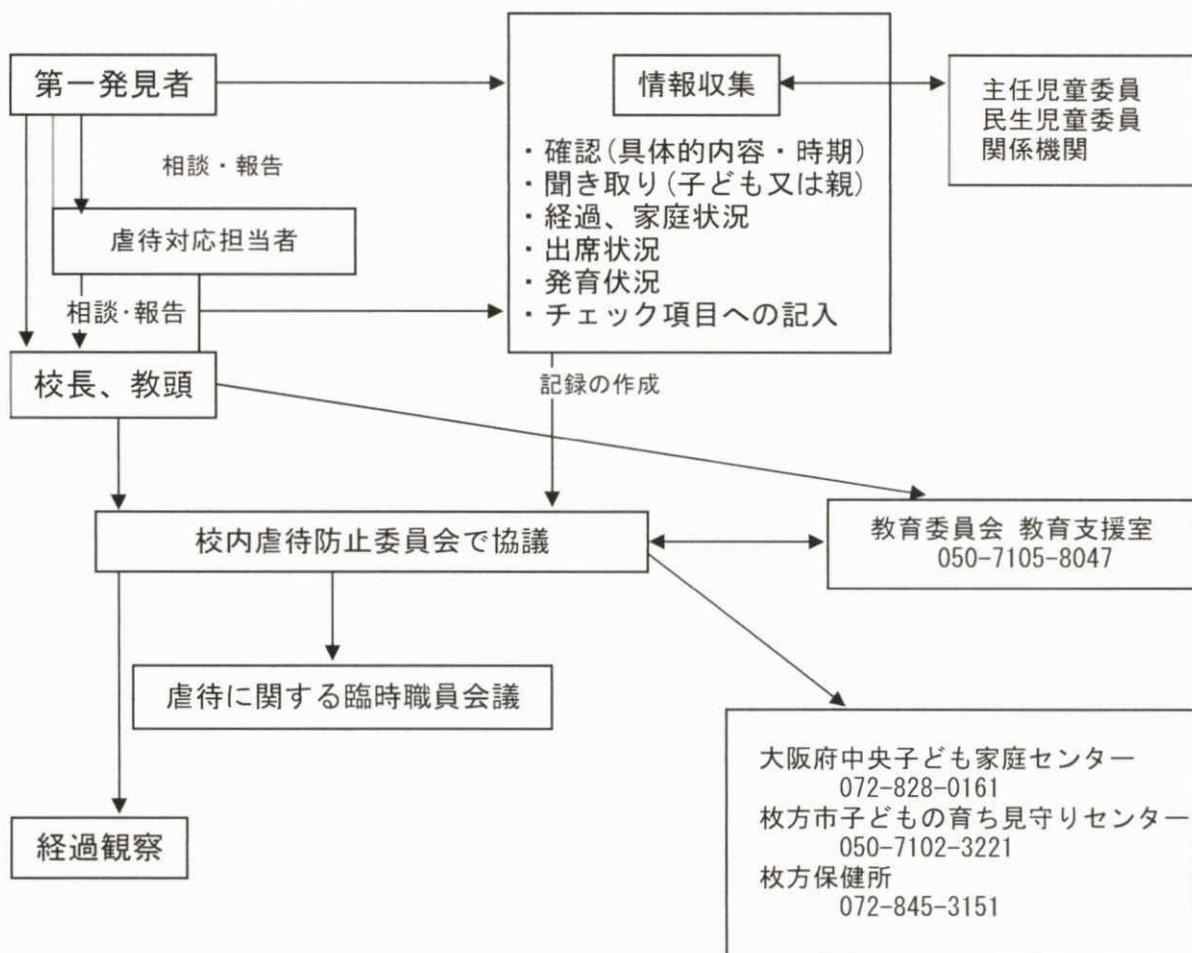
④心理的虐待



子どもを虐待から守る 5 か条

1. 「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通告）
「通告は義務＝権利」
2. 「しつけのつもり……」は言い訳
「子どもの立場で判断」
3. ひとりで抱え込まない
「あなたにできることから即実行」
4. 親の立場より子どもの立場
「子どもの命が最優先」
5. 虐待はあなたの周りでも起こりうる
「特別なことではない」

八、虐待対応全体図



相談報告

虐待問題については、一人で抱え込まず職場全体で考えていく。虐待を疑ったら、先ず、虐待対応担当者、または、校長、教頭に相談・報告する。

虐待対応担当者・管理職

- ①第一発見者からの相談
- ②情報収集
- ③各機関への連携

情報収集

迅速に多方面にわたり、情報を収集（複数対応）する。その際、記録表に記入する。

虐待防止委員会

生活指導部を中心に構成する。学校において共通理解を図り、必要な情報は、共有化するが、プライバシーの保護には十分留意する。

経過観察

見守り・経過観察の継続